

# 仕様書

## 1. 委託業務名

令和2年度那覇港施設配置計画検討業務

## 2. 履行期間

契約締結の翌日から 令和3年9月30日までとする。

## 3. 業務目的

近年、那覇港新港ふ頭地区においては、取扱貨物量の増加や船舶の大型化により、背後用地の狭隘化が顕著となっている中、臨港道路若狭港町線(那覇北道路)の事業の影響を受ける上屋や野積場など一部の港湾施設について、代替地の確保が必要となっている。

平成30年度より、那覇港管理組合では、港湾施設の配置について再配置計画(案)を作成し、港湾利用者と意見交換を進めているが、港湾利用者からは計画の必要性や、その手順等については、一定の理解が得られたものの、代替地(利用面積)について現況面積以上を求める要望も多く挙がっている。そこで、港湾利用者の要望を整理し、事業間の進捗と照らしながら平成30年度に作成した施設再配置計画の見直しを実施する。なお、施設再配置計画については、次期港湾計画で想定するふ頭の地形を前提として実施する。

また、今後整備予定の上屋及び車両ヤードの高度利用(多層階化等)について基礎調査を実施するものである。

## 4. 業務内容

### 4.1 計画準備

業務を行うにあたって事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

### 4.2 施設再配置計画見直し検討

#### 1)資料収集および整理

施設再配置計画検討の前提となる「次期港湾計画で想定する新港ふ頭地区の将来地形」(別途発注業務の検討結果)を収集する。また、これら将来地形における岸壁利用計画(船社別・船型別)、埠頭用地・港湾関連用地等の土地利用計画の内容を収集・整理する。(※これら将来計画の提示が今回見直し検討の前提となる)

ふ頭内の利用方法等(現況)について、平成30年度検討結果以降の状況を収集・整理する。

平成30年度検討結果以降における港湾利用者からの要望を整理する。(既存委託成果物やNPAで保有する資料から抽出する)

若狭港町線事業の道路線形や橋脚位置などの道路計画資料や事業スケジュール等に関する資料を

収集・整理する。

#### 2)施設再配置の基本方針案及び施設再配置計画案の見直し

平成 30 年度に作成した施設再配置の基本方針案及び施設再配置計画案について、上記 1)の結果を受けて見直しを行う。ここで、平成 30 年度作成の施設再配置計画案については A 案を対象に実施する。

#### 3)移転スケジュール案の見直し

平成 30 年度に作成した移転スケジュール案について、上記 2)の結果を受けて見直しを行う。ここで、港湾施設等の整備スケジュールについては発注者からの提供を前提とする。

#### 4)施設再配置計画見直し案に係る説明会及び関係者ヒアリングの実施

##### (1)合同説明会の実施

上記 2)及び 3)で作成した施設再配置計画見直し案及び移転スケジュール案について、関係者への説明会を実施する。合同説明会は下記のとおり実施する。(全 3 回)

- ・ 港運事業者等合同説明会：対象 9 社(港運 7・検数協会 1・港湾協会 1)
- ・ 船社合同説明会：対象 10 社
- ・ その他事業者合同説明会：対象 7 社

##### (2)関係者ヒアリングの実施

施設再配置計画見直し案に係る意見等の把握のため、港運事業者等及び船社 19 社に個別ヒアリングを実施する。なお、その他事業者 7 社については、個別ヒアリングは実施しないものとする。

#### 5)施設再配置計画案のとりまとめ

上記 4)の結果を踏まえ、必要に応じて施設再配置計画見直し案の修正を行い、最終的な施設再配置計画案のとりまとめを行う。

### 4.3 上屋等高度利用基礎調査

#### 1)先進事例収集整理

県外における上屋等の高度利用について、先進事例を収集整理する。

東京港の上屋、福岡の多層階車両ヤードを想定し、現地に赴きヒアリング調査をとおして利用実態を把握する。

- ・ 利用者(港運会社等)・・・施設の利便性や利用実態について
- ・ 管理者・・・上屋の規模設定について

#### 2)県内関係者ヒアリング

上屋内での作業内容、車両ヤードの利用状況について確認するとともに、高度利用する際に留意する点等についてヒアリング調査を実施する。

### 3)上屋等高度利用案の検討

上記の県外事例や県内関係者のヒアリング結果を踏まえ、上屋等の高度利用について、どのような形態が考えられるか検討を行う。

高度利用案としては、上屋、上屋+他施設(モータープール、事務所他)、多層階車両ヤード(野積場)、港運事業者事務所の集約(事務所棟)等を想定。

事例調査や既往文献、現在的那覇港での上屋の利用状況を踏まえ、必要となる上屋規模について算定する。

### 4)高度利用イメージ案の作成

上記3)の検討結果を踏まえ、上屋及び車両ヤードの高度利用イメージ案を作成する。

通常の上屋、屋上を駐車場として利用する上屋、多層階の車両ヤード案について、計画用地の用途地域(建ぺい率、容積率)、斜線制限等の確認を行い規模設定を行う。また、建築基準法、消防法等の基本的な関連法令等の法規チェックを基に、平面図、立面図等を作成し、各イメージ案の概算事業費を算出する。

### 5)施設使用料の試算(上屋、車両ヤード)

上屋及び車両ヤードを整備した場合の施設使用料について、試算する。

## 4.4 報告書作成

以上の調査結果を報告書としてとりまとめる。

## 4.5 協議及び打合せ

事前協議1回、中間報告2回、最終報告1回を行うものとし、必要に応じて適宜調整を行うものとする。

## 5 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

業務報告書	-----	2部(A4)
電子成果品(CD-R)	-----	1式